

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| 告示 | ページ |
|-----------------------------------|-------------|
| ○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) | 1 |
| ○大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件) (経営支援課) | 1 |
| ○保安林の解除の予定 (3件) (治山林道課) | 2 |
| ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課) | 3 |
| ○道路の区域変更 (2件) (道路課) | 3 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) | <12・17掲示> 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市計画課) | 4 |
| 高知県内水面漁場管理委員会公告 | |
| ○平成22年における増殖目標量、期間等 | 4 |
| 高知県収用委員会公告 | |
| ○公示による送達 | <12・21掲示> 5 |

告 示

高知県告示第9号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び代表者の指名
有限会社岩本商店 代表取締役 岩本 巨水
- 主たる事務所又は事業所の所在地
高岡郡四万十町榊山町4-10
- 取消し年月日
平成21年10月31日

高知県告示第10号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社土佐山田ショッピングセンター 代表取締役 石川 健二

(2) 届出者の住所

香美市土佐山田町西本町四丁目1-24

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バリュウかがみの

香美市土佐山田町百石町二丁目6-16ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 香美郡土佐山田町百石町二丁目6-16ほか

(変更後) 香美市土佐山田町百石町二丁目6-16ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 香美郡土佐山田町西本町四丁目1-24

(変更後) 香美市土佐山田町西本町四丁目1-24

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者名 | 代表者名 | 住所 |
|--------------------|-------|--------------------|
| 株式会社土佐山田ショッピングセンター | 石川 健二 | 香美郡土佐山田町西本町四丁目1-24 |
| 有限会社土佐山田フーズ | 石川 健二 | 香美郡土佐山田町栄町2-29 |
| 有限会社フラワーアート花翔 | 岡部 昌二 | 香美郡土佐山田町旭町五丁目2-28 |
| 福島 忠孝 | | 南国市駅前町二丁目2-5 |
| 株式会社しまむら | 野中 正人 | 埼玉県さいたま |

| | | |
|--|--|---------------|
| | | 市北区宮原町二丁目19-4 |
|--|--|---------------|

(変更後)

| 小売業者名 | 代表者名 | 住所 |
|--------------------|-------|----------------------|
| 株式会社土佐山田ショッピングセンター | 石川 健二 | 香美市土佐山田町西本町四丁目1-24 |
| 有限会社土佐山田フーズ | 石川 健二 | 香美市土佐山田町栄町2-29 |
| 有限会社フラワーアート花翔 | 岡部 昌二 | 香美市土佐山田町旭町五丁目2-28 |
| 株式会社しまむら | 野中 正人 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19-4 |

(5) 変更年月日

ア 平成18年3月1日

イ 平成18年3月1日

ウ 平成17年11月19日及び平成18年3月1日

(6) 変更理由

ア 市町村合併による大規模小売店舗の所在地の表記の変更

イ 市町村合併による大規模小売店舗を設置する者の住所の表記の変更

ウ 小売業者及び小売業者の住所の表記の変更

2 届出年月日

平成21年12月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

香美市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第11号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項

において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社土佐山田ショッピングセンター 代表取締役 石川 健二

(2) 届出者の住所

香美市土佐山田町西本町四丁目1-24

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バリューかがみの

香美市土佐山田町百石町二丁目6-16ほか

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------------|-------|------|
| 株式会社土佐山田ショッピングセンター | 午前10時 | 午後9時 |
| 有限会社土佐山田フーズ | | |
| 有限会社フラワーアート花翔 | | |

(変更後)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------------|------|---------|
| 株式会社土佐山田ショッピングセンター | 午前7時 | 午後9時45分 |
| 有限会社土佐山田フーズ | | |
| 有限会社フラワーアート花翔 | | |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時まで

(5) 変更年月日

平成21年12月10日

(6) 変更理由

消費者の利便性向上のため

2 届出年月日

平成21年12月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

香美市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第12号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社土佐山田ショッピングセンター 代表取締役 石川 健二

(2) 届出者の住所

香美市土佐山田町西本町四丁目1-24

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バリュー・ノア

香美市土佐山田町栄町222

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|---------|---------|
| 株式会社土佐山田ショ | 午前9時30分 | 午後9時45分 |

| | | |
|-------------|------|------|
| ショッピングセンター | | |
| 有限会社土佐山田フーズ | 午前9時 | 午後8時 |

(変更後)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------------|---------------------|---------|
| 株式会社土佐山田ショッピングセンター | 午前7時(年間1日は、午前6時15分) | 午後9時45分 |
| 有限会社土佐山田フーズ | 午前9時 | 午後8時 |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時から午後10時まで
(変更後) 午前6時30分から午後10時まで(年間1日は、午前6時から午後10時まで)

(5) 変更年月日

平成21年12月10日

2 届出年月日

平成21年12月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

香美市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第13号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
香南市香我美町岸本字エノ丸1271の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第14号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
香南市香我美町岸本字エノ丸1271の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第15号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡芸西村和食字叶木西濱林甲4649の1、甲4649の22、甲4649の23
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第16号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

安芸市奈比賀

(1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地 | 地番 |
|------|-------------|------|
| 1 | 安芸市奈比賀字土居ノ前 | 1722 |
| 2 | “ “ 字後屋敷 | 426 |

| | | |
|----|----------|--------|
| 3 | “ “ “ | 1731-1 |
| 4 | “ “ “ | 1730 |
| 5 | “ “ 字上角 | 580 |
| 6 | “ “ 字後屋敷 | 1728 |
| 7 | “ “ 字宮ノ西 | 1726 |
| 8 | “ “ “ | 1723-2 |
| 9 | “ “ “ | 1723-9 |
| 10 | “ “ “ | 352-1 |
| 11 | “ “ “ | 357-2 |
| 12 | “ “ 字北ノ内 | 416-3 |

(2) 区域

標柱1から11までを順次に直線で結んだ線、標柱11と12を水路に沿って結んだ線及び標柱12と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年1月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡越知町黒瀬字南ヶ島1630番1から高岡郡越知町黒瀬字鶴ノ林40番1まで | 前 | 3.4 16.2 | 320 |
| | 後 | 9.8 16.2 | 320 |

高知県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年1月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳瀬越知
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡越知町柴尾字弓場705番1から高岡郡越知町柴尾字三門486番まで | 前 | 3.2 12.0 | 326 |
| | 後 | 10.4 16.2 | 326 |

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年12月17日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年12月17日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 申請に係る特定非営利活動法人 | | | |
|-------------|----------------|--------|--------------|---|
| | 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成21年12月17日 | 特定非営利活動法人むると | 安岡 学 | 室戸市室津2186番地1 | この法人は、地域住民を対象に生涯にわたる、スポーツ活動、文化活動が行える環境を |

| | |
|---------------------------------|--|
| ス ポ ー ツ ク ラ ブ | 整備し、スポーツ・文化活動の振興を図り、青少年の健全育成と地域住民の健康増進、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。 |
|---------------------------------|--|

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                     |
|---------------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 平成21年11月13日<br>21高都計第437号 | 南国市大埴字野都合ヶ窪乙2468番1ほか | 高知市大津乙845番地 ハーモナイズおおつI-302号<br>湯城 理恵 |

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成22年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------------|----------------|---------------------------------------|
| 平成21年11月13日 21高都計第439号 | 南国市浜改田字岩坂683番8 | 高知市薊野東町3番11-3号 リド ーヴェールD号 西村 圭司 |

**内水面漁場管理
 委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成22年における増殖目標量、期間等について、平成21年12月18日に次のとおり決定したので公告する。

平成22年1月8日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

| 漁業権番号 | 漁場名 | 魚種別の放流量 | | | | | |
|---------|----------------------|------------|------|-------|------------|-------------|-------------------|
| | | あゆ (kg) | うなぎ | | こい (kg) | あまご (kg) | もくずが に (尾数) |
| | | | (kg) | (尾数) | | | |
| 内共第501号 | 野根川水系 | 30 | 12.5 | 250 | - | 15 | 1,000 |
| 内共第502号 | 西の川水系 | 30 | 12.5 | 250 | - | 15 | 1,000 |
| 内共第503号 | 羽根川水系 | 30 | 12.5 | 250 | - | - | - |
| 内共第504号 | 奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流 | 200 | 42.5 | 850 | - | 25 | 3,000 |
| 内共第505号 | 奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流 | 30 | 12.5 | 250 | - | 25 | - |
| 内共第506号 | 安田川水系 | 200 | 42.5 | 850 | - | 15 | 3,000 |
| 内共第507号 | 伊尾木川水系及び安芸川水系 | 300 | 42.5 | 850 | - | 15 | 3,000 |
| 内共第508号 | 赤野川水系 | 30 | 12.5 | 250 | - | 15 | 1,000 |
| 内共第509号 | 物部川水系 | 300 | 145 | 2,900 | - | 50 | 5,000 |
| 内共第510号 | 吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流 | 300 | 90 | 1,800 | - | 25 | 3,000 |
| 内共第511号 | 吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流 | 30 | - | - | - | 125 | - |

| | | | | | | | |
|---------|-----------------------------|-------|------|--------|---|-----|--------|
| 内共第512号 | 鏡川水系 | 300 | 12.5 | 250 | — | 15 | 3,000 |
| 内共第513号 | 仁淀川水系 | 500 | 145 | 2,900 | — | 50 | 5,000 |
| 内共第514号 | 新莊川水系 | 125 | 12.5 | 250 | — | — | 1,000 |
| 内共第515号 | 四万十川水系中発電 用地川えん堤から 上流 | 300 | 42.5 | 850 | — | 15 | 3,000 |
| 内共第516号 | 四万十川水系中発電 用地川えん堤から 下流 | 500 | 145 | 2,900 | — | 50 | 5,000 |
| 内共第517号 | 松田川水系 | 125 | 12.5 | 250 | — | 15 | 3,000 |
| 計 | 17件 | 3,330 | 795 | 15,900 | — | 470 | 40,000 |

- 2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。
- 産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
 - そ上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、波み上げ再放流等）
 - 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
 - 資源動態の把握（そ上・産卵・流下稚仔量調査等）
 - 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）
- 3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。
- 4 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。
- 5 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。
- 6 増殖を行うべき期間は、平成22年1月1日から同年12月31日までとする。
- 7 漁業権者は、6に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
 なお、当該書類を受領しないときは、平成22年1月11日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成21年12月21日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類
平成21年12月16日付け権利取得及び明渡し of 裁決書
 - 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
高知市春野町西畑字高川原割1500番57、1500番58及び1501番11の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者
- | | |
|----------|------------|
| 住所不明 | 柳井 スエノ |
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井スエノの相続人 |
| 住所不明 | 柳井 直澄 |
| 住所不明 | 柳井 百合子 |
| 住所不明 | 柳井 壽澄 |
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井壽澄の相続人 |
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井直澄の相続人 |
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井百合子の相続人 |